

No. | 842  
2023年  
6月 5日  
月曜日発行

# ひろしま北 民商ニュース

発行所 広島北民主商工会  
広島市安佐南区緑井  
6丁目12番10号  
TEL 879-4060  
FAX 879-4064  
E-mail: kitaminsyou@yahoo.co.jp

自主記帳・自主計算  
自主申告を貫こう!



## 図1. 令和5年度 広島市国保料

計算の内容 (計算基礎)	保険料率		
	医療分	支援分	介護分
被保険者均等割 (加入者1人につき)	25,448円×人数	9,782円×人数	8,028円×人数
世帯別平等割 (1世帯につき)	25,393円	9,745円	6,089円
所得割 (令和4年の所得額-43万円)	6.75/100	2.7/100	1.81/100
最高限度額 (1世帯あたり)	65万円	22万円	17万円

高くなる国保料に悲鳴  
3人家族で年間所得の17%≒2.1ヶ月分に!  
低所得世帯ほど重たい負担

令和5年度の広島市の国保料が発表されました。(図1) 保険料率は9つ全ての項目で前年よりも増え、最高限度額も2万円増の104万円に上がりました。所得に関係なく人数や世帯にかかる「均等割」と「世帯割」が上がり、低所得世帯にとって厳しい負担増となっています。広島市の公表する「国保料の目安」によると(収入・生活費に占める負担が重い国保料。図2)、年間所得に対する国保料の金額は、1人世帯では所得額の12~14%近く、40歳以上2人+40歳未満(子供など)1人の3人世帯では所得額の13~17%にもなります。特に3人世帯の低所得世帯では年間所得の17.4%を占め、およそ2.1ヶ月分にあたる金額を保険料として納めないとはいけません。他の家族構成も含め、いずれも低所得世帯ほど、家計に占める国保料の割合が高くなっています。これは所得が高いほど納税額が増える所得税などと逆行し、逆進性の高い状態となっています。

### 滞納は放置せず 民商へ相談を

負担の重い国保料によって、「払いたくても払えない」滞納相談が会内外から寄せられています。

払えないからと放置せず、支部・班や民商事務局へ、まずは相談しましょう。毎週木曜日の「陽気な道場」でも、滞納の他、融資返済や経営悪化なども含め相談に乗っています。広島北民商も加盟する広島市社保協(社会保障推進協議会)では広島市との交渉・懇談を重ねています。

### 申請減免活用を

◎コロナの影響によるコロナ減免は、令和4年度分で終了し、5年度は実施されません。4年度分の申請期限は12月28日(木)です。◎通常の国保減免は、前年同期3ヶ月と比べ所得が3割以上減少し

## 図2. 収入・生活費に占める負担が重い国保料

(R5年度 広島市国保料の目安より)

	年間所得	保険料 (R4年度比)	負担割合 所得比	月数換算 所得比
1人世帯 (40歳以上)	132万円	184,739円 (14,395円増)	14.0%	1.68ヶ月分
	276万円	346,883円 (26,635円増)	12.5%	1.51ヶ月分
	436万円	527,043円 (40,235円増)	12.0%	1.45ヶ月分
3人世帯 (うち2人が 40歳以上)	132万円	230,684円 (18,090円増)	17.4%	2.10ヶ月分
	276万円	425,451円 (32,964円増)	15.4%	1.85ヶ月分
	436万円	605,611円 (46,564円増)	13.9%	1.67ヶ月分

※目安は、家族の内1人に所得があるものとして計算してあります。  
※『年間所得』は、事業所得の人は「売上-経費等=所得額」、給与や年金がある場合は各控除後の金額、の合計です。

た場合などに使えます。申請期間は毎月の納付期限(月末)の1週間前までです。窓口で多くの資料を要求されるなど、年々対応が厳しくなっています。法令に基づき権利ですが、法で、臆することなく民商と一緒に申請減免を活用しましょう。【陶山記】

### 6月の領収書のお届けと15日集金

今月(6月)の班集金の領収書は、月末処理の関係で来週の商工新聞(6月12日号)と一緒に当番さんにお届けします。6月の「15日集金」は21日(水)までに事務所に届いたものが対象になります。お忙しい時期と思いますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

支部総会にご参加ください!!  
6月4日~18日の間に、全ての支部で支部総会が開催されます。支部のお知らせもご覧いただき、できる限りのご参加をお願いします。  
『紹介したくなる民商』へ  
皆様の協力とご参加をお待ちしています。